

性犯罪捜査における女性警察官運用要綱の制定について

平成8年11月13日、捜一甲第630号、生企甲第372号、少甲第343号、警察本部長から部、課署長あて

改正 平成11年3月11日
捜一丙第130号
平成11年4月5日
捜一丙第177号
平成19年12月27日
捜一乙達第122号、生企乙達第112号、少乙達第55号

強姦、強制わいせつ等の犯罪（以下「性犯罪」という。）捜査においては、被害者に対する事情聴取等の在り方によっては犯罪の直接被害に加えて、屈辱感等を増幅させるなどの二次的被害を与えかねない一面を有しているところである。

性犯罪の捜査過程における二次的被害を防止できないこととなれば、「被害者からの捜査協力」は得られないことはいうまでもなく、ひいては性犯罪の潜在化の要因ともなりかねないところであり、被害者の救済と警察に対する信頼を確保するため、性犯罪捜査に女性警察官を積極的に活用して被害者対策を推進するとともに、性犯罪捜査を協力かつ適正に行うため、別記のとおり「性犯罪捜査における女性警察官運用要綱」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

別記

性犯罪捜査における女性警察官運用要綱

第1 目的

この要綱は、性犯罪の捜査過程において、女性警察官を積極的に活用し、被害者の心情に配慮した事情聴取その他警察活動によって被害者の精神的負担の軽減その他保護を図るため、性犯罪捜査における女性警察官の運用について必要な事項を定め、もって、性犯罪捜査を強力かつ適正に推進することを目的とする。

第2 性犯罪の意義

この要綱において性犯罪とは、次に掲げる事件をいう。

- 1 強姦（致傷、未遂を含む。）事件
- 2 強制わいせつ（致傷、未遂を含む。）事件
- 3 準強制わいせつ及び準強姦（致傷、未遂を含む。）事件
- 4 強盗強姦（未遂を含む。）事件
- 5 わいせつ略取・誘拐（未遂を含む。）事件
- 6 性的目的の住居侵入（未遂を含む。）事件
- 7 公然わいせつ事件
- 8 色情盗事件
- 9 軽犯罪法第1条第23号（のぞき）違反事件
- 10 軽犯罪法第1条第28号（つきまとい等）違反事件
- 11 売春防止法第7条（困惑等による売春）違反事件
- 12 児童福祉法第34条第1項第6号（淫行）違反事件
- 13 いしかわ子ども総合条例第52条（みだらな性行為等の禁止）違反事件
- 14 性的欲望等に基づく幼児等に対する声掛け事犯
- 15 その他、これらに類する事犯

第3 性犯罪捜査指定捜査員の指定、運用等

1 性犯罪捜査指定捜査員の指定

本部長は、警察本部又は警察署に勤務する女性警察官の中から、性犯罪の被害者の事情聴取、接遇その他活動に適性を有すると認められる者を性犯罪捜査指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）に指定する。

2 指定捜査員の任務

指定捜査員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性犯罪に関する相談業務
性犯罪に関する相談に対する指導及び助言
- (2) 性犯罪の捜査
 - ア 被害者に対する事情聴取又はその立会い
 - イ 被害届、供述調書、捜査報告書等の捜査書類の作成
 - ウ 被害者立会いの下での実況見分その他活動又はその補助
 - エ 病院までの付添い並びに医師の治療及び検査までの立会い
 - オ 被害者の身体及び被服からの証拠採取の実施又はその補助
 - カ 証拠品の押収
- (3) 性犯罪被害者のアフターケア
 - ア 「被害者の手引き」の交付及び刑事手続の概要についての説明
 - イ 事件認知後における被害者の家族その他関係者への事件についての連絡
 - ウ 捜査状況その他情報の被害者への連絡
 - エ 被害者のニーズにこたえ得る適切な機関・団体その他組織の紹介

(4) その他特命事項

3 指定捜査員の運用

(1) 指定捜査員がいる警察署の運用

指定捜査員がいる警察署の署長は、性犯罪の捜査に関し必要がある場合は、所属の指定捜査員の中から適切と思われる者を遅滞なく選定し、事件主管課長の指揮下で所要の任務に従事させるものとする。

(2) 指定捜査員がいない警察署の運用

ア 派遣要請

指定捜査員がいない警察署の署長は、性犯罪の捜査に関し必要がある場合は、刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経由して、本部長に指定捜査員の派遣を要請するものとする。

イ 派遣

本部長は、指定捜査員の派遣が必要と認めるときは、捜査第一課長に、指定捜査員を選定させ、指定捜査員が所属する所属長に派遣を命じるものとする。

派遣された指定捜査員は、派遣先の警察署の署長の指揮を受け、事件捜査に当たるものとする。

ウ 派遣期間

指定捜査員の派遣期間は、捜査第一課長が関係所属長と協議して決定するものとする。

(3) 指定捜査員運用上の留意事項

所属長は、他署に派遣した指定捜査員が、被害者の希望その他捜査上の必要から被害者との連絡担当者に指定されたときは、派遣期間を経過した後においても、所属において当該事件の被害者連絡に従事させるものとする。

4 指定捜査員の異動報告

所属長は、指定捜査員が人事異動により他の所属へ異動したとき、その他指定捜査員としての活動に支障があると認める事件が発生したときは、性犯罪捜査指定捜査員異動報告書（別記様式1）により、捜査第一課長を経由して本部長に報告するものとする。

第4 教養及び訓練

捜査第一課長は、指定捜査員に対し、定期的又は随時に必要な教養及び訓練を行うものとする。

第5 指定捜査員の運用に関する事務

1 指定捜査員の運用に関する事務は、捜査第一課がこれを行うものとする。

2 捜査第一課長は、性犯罪捜査指定捜査員名簿（別記様式2）を備え付け、第3の4の性犯罪捜査指定捜査員異動報告書に基づき整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成8年11月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から実施する。

別記様式 1

丙 第 号
年 月 日
長

石川県警察本部長 殿

性犯罪捜査指定捜査員異動報告書

下記のとおり性犯罪捜査指定捜査員に異動があったので報告する。

記

1 異動した者

(1) 転出者

階 級	氏 名	現所属課	旧所属課・係	備 考

(2) 転入者

階 級	氏 名	現所属課・係	旧所属	新規・継続・解除	備 考
				新規・継続・解除	
				新規・継続・解除	
				新規・継続・解除	
				新規・継続・解除	
				新規・継続・解除	

2 異動しなかった者(部内異動者を含む)

階 級	氏 名	現所属課・係	新規・継続・解除	備 考
			新規・継続・解除	
			新規・継続・解除	
			新規・継続・解除	
			新規・継続・解除	
			新規・継続・解除	

注 1 「新規・継続・解除」はいずれか で囲むこと。

なお、留置管理係に配置された者は解除となる。

また、既に性犯罪捜査指定捜査員に指定されている者で、産休、育休、病休中の者については、基本的に継続扱いとする。

2 備考欄は、産休、育児休業等の事由及びその期間等を記載すること。

